

令和7年度

事業計画書



日本赤十字社 三重県支部
Japanese Red Cross Society

Mission statement



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字三重県支部 令和7年度事業計画 目次

■ 日本赤十字社 長期ビジョン	1
1. 国内災害救護	2
2. 国際活動	7
3. 医療事業・保健社会活動	8
4. 赤十字看護師の養成	13
5. 血液事業	14
6. 救急法等の講習	18
7. 青少年赤十字活動	20
8. 赤十字ボランティア（奉仕団）活動	24
9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集	28
10. 赤十字の普及と広報活動の推進	32
11. 事業実施体制等の推進	36
12. 事業推進のための会議の開催	38
13. 令和7年度予算	
(1) 一般会計歳入歳出予算(日本赤十字社三重県支部)	39
(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算(伊勢赤十字病院)	40

日本赤十字社 長期ビジョン

目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長期戦略

事業戦略

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
多様化が進む社会における人道の輪の拡大

運動基盤強化戦略

会員の赤十字運動への参画促進
奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
国際赤十字との更なる協働

この長期ビジョンを道標として、私たち一人ひとりが自らの発想と意思を持って活動に取組み、どのような状況にあっても「人間のいのちと健康、尊厳が守られる」世界を目指してまいります。

日本赤十字社三重県支部、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センターは、今後も広く県民の皆さんに赤十字活動の周知を図るとともに、赤十字としての使命を果たすためにチャレンジを続けてまいります。

1. 国内災害救護 ~地震、台風、水害等 災害で苦しむ人々のために~

めざす姿

災害が頻発化・激甚化・広域化するなか、災害からいのちを守り、被災した人々の苦痛を軽減するため、災害対応能力の更なる強化に努めます。

また、資機材の整備や、救援物資の備蓄を行うなど、災害発生時に救護体制の充実・強化が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 近い将来発生が危惧されている「南海トラフ地震」「首都直下地震」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」等において、日本赤十字社には災害から命を守り、被災した人々の苦痛を軽減する役割があります。また、近年の様々な自然災害等に対して指定公共機関としての役割を迅速に果たすことができるよう備えておくことが重要です。そのため、日本赤十字社では医療救護班等を常備し、災害医療に必要な知識・技術の向上や防災関係機関との連携強化など、医療救護班等の災害対応力の向上を図る必要があります。



(石川県支部災害対策本部 MTG : 石川県金沢市)



(能登半島大雨災害 : 石川県珠洲市)

- 大規模災害の被災県支部には、災害の規模に応じて全国 91 の赤十字病院から医療救護班が 2泊 3日の行程で切れ目なく派遣され、救護活動を行います。日本赤十字社では平成 30 年に「日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要項」を制定しました。被災県支部が設置する災害対策本部機能、業務及び体制が標準化され、全国のどこで災害が発生しても被災県支部では、混亂なく災害救護活動が実施できるようにすることが求められています。
- 日本赤十字社は、災害時の医療救護班の派遣による「保健・医療」の分野において活動の中心的役割を担ってきましたが、近年、頻発化している豪雨災害においては、被災者のニーズが多様化する傾向にあります。今後は、「保健・医療」の分野をさらに強化するとともに、災害特性を踏まえた必要な救護活動を整理したうえで、取り組みを強化していく必要があります。



(救援物資を運ぶ救護班：石川県珠洲市)



(日赤三重県支部こころのケア班：石川県輪島市)

○ 取組内容 ○

1. 医療救護班等の編成状況

災害発生時に、直ちに被災地に派遣できる医療救護班を常備します。

また、医療救護班を効果的・効率的に関係機関と連携して活動調整等を行うため、日赤災害医療コーディネートチームを編成します。

(1) 医療救護班

常備救護班を伊勢赤十字病院に8個班、三重県赤十字血液センターに1個班を編成し、訓練・研修を重ねて災害の発生に備えます。

医療 救護 班	施 設	編成数	編成内訳
	伊勢赤十字病院	8 個班	医師 1名 看護師長 1名 看護師 2名
	三重県赤十字血液センター	1 個班	主事 2名
CoT※1	日赤災害医療コーディネートチーム	伊勢赤十字病院に3チーム	
dERU※2	(国内型緊急対応ユニット)	救護班2班と助産師・薬剤師を加えた14名で1チーム	

DMAT※3 (災害派遣医療チーム)

伊勢赤十字病院に3チーム

※1 CoT・・・災害時の関係機関との連携及び救護班の活動調整を実施することを目的に平成25年から各支部に設置。被災地の保健医療ニーズを把握し、救護班の活動等に関して、医療の専門的観点から災害対策本部などの調整を担う。

※2 dERU・・・(Domestic Emergency Response Unit の略)
仮設診療所設備とそれを運ぶトラックと訓練された救護員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。(全国に17ユニット)
(配備地:本社、北海道、岩手、宮城、東京、千葉、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、広島、香川、高知、福岡)

※3 DMAT・・・(Disaster Medical Assistance Team の略)
災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのこと、広域搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とします。



(dERU 用 トラック)



(dERU: Domestic Emergency Response Unit)

2. 救護員の育成（研修・救護訓練）

救護員の育成については、全国的に統一された研修・訓練を実施することで、更なる質の向上と新たな要員確保を図り、全社的な救護実践力の向上を図ります。

（1）研修会の実施、参加

- ①全国赤十字救護研修会
- ②日赤災害医療コーディネート研修会
- ③原子力災害対応基礎研修会
- ④こころのケア指導者養成研修会
- ⑤救護班要員登録者研修会
- ⑥ロジスティクス研修会
- ⑦救護班要員研修会
- ⑧救護班トリアージ研修会
- ⑨赤十字救急法救急員養成研修会
- ⑩こころのケア研修会



（全国赤十字救護研修会）

（2）訓練の実施・参加

- ①日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練（福井県）
- ②三重県総合防災訓練
- ③市町防災訓練
- ④公的防災関係機関主催の訓練
- ⑤三重県図上訓練
- ⑥伊勢赤十字病院大規模災害救護訓練



（日本赤十字社3 BK 支部合同災害救護訓練）

3. 救護資機材の整備

災害時における救護活動を強化するため、資機材の整備を計画的に進めます。

(1) 救護資機材の整備

伊勢赤十字病院と三重県支部に、衛星携帯電話（ワイドスターⅢ）を整備します。

(2) 救援物資の備蓄と配分

災害時にいち早く毛布、緊急セット、安眠セット等の救援物資を提供するため、県内の防災拠点備蓄倉庫に分散し備蓄しています。



(毛布)



(緊急セット)



(安眠セット)

4. 防災教育の普及

過去の災害から学んだ知識や教育を、地域の防災・減災として広めていくため、より多くの住民の方々や行政職員に赤十字防災セミナーに参加していただけるよう、地域のニーズを踏まえたカリキュラムを増やすなどの充実を図ります。また、他団体と連携した協働事業を推進することなどにより、地域の災害対応力の強化を図り地域包括ケアシステムにも貢献していきます。

(1) 赤十字防災セミナーのカリキュラム

①日本赤十字社の紹介

日本赤十字社の現在の活動内容や、災害時の役割、防災への取り組みについて理解する。

②災害への備え

自然災害や感染症がもたらす様々な被害から、いのちを守り、その後の暮らしをつなぐために、平時から備えることの重要性（自助・共助）を理解する。

③災害エスノグラフィー

大規模災害の被災者の経験談を通じて、過去の災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解する。

④災害図上訓練 (DIG)

地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域で予め行うべきことを検討する。

⑤家具安全対策ゲーム (KAG)

自宅（部屋）の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や家具の安全対策の必要性を把握・理解し、身の安全を守る方法について行うべきことを検討する。

⑥ひなんじょたいけん

大地震における避難所生活の一部をイメージした「避難所をつくるカードゲーム」を通じて、避難所での「避難者の目線で心がける事柄」を理解する。

赤十字防災セミナーの目的や各カリキュラムの概要を、アニメーションを活用した8分間の動画で分かりやすく紹介しています。セミナーをきっかけに、「自助」と「共助」の力を高めるために必要な備えを、地域で考え、実行してみませんか。
※以下の二次元コードから紹介動画が視聴できます。



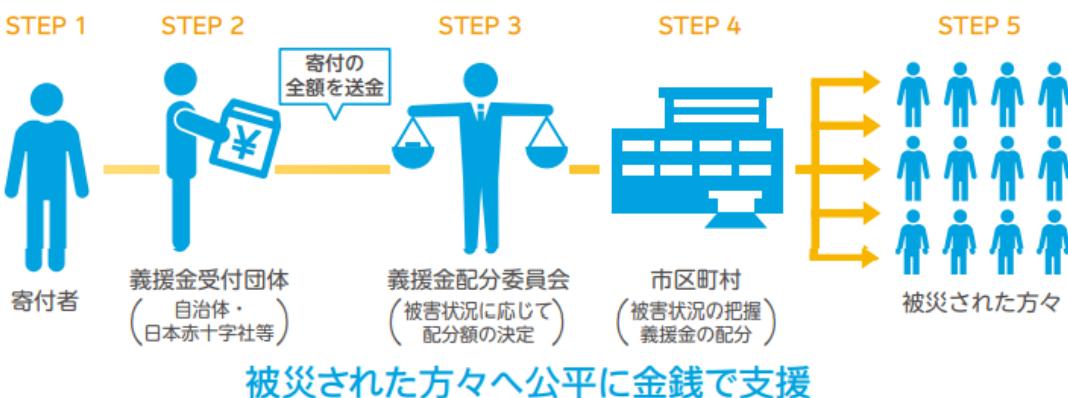
5. 義援金の受付と配分

災害発生時には、被災された方々への見舞金である災害義援金の受付を行います。

受け付けた義援金は、第3機関である義援金配分委員会から、都道府県、市町を通じて全額が被災者に配分されます。

義援金

被災された方々へ、お悔やみや応援の気持ちを
込めて贈るお金。



6. 臨時救護看護師の派遣

地区分区が主催するイベントに臨時救護所を開設し、看護師を派遣して応急処置等の救護を行います。

2. 国際活動 ~世界で苦しむ人々のために

めざす姿

世界各地で発生する紛争被害者や災害被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援まで、切れ目のない継続的な国際支援が、赤十字の一員として行われています。

○ 現状と課題 ○

- 世界各地において、自然災害の頻発化、激甚化や紛争による犠牲者、難民、避難民の増加が懸念されるなか、国際的な人道支援にも支障が懸念されています。そのため、資金援助だけでなく、人材の養成を図る必要があります。



(レバノン南部国境付近)



(シリアに逃ってきた人々の支援にあたるシリア赤新月社のスタッフ)

○ 取組内容 ○

1. 緊急援助・復興支援・開発協力への支援

赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもと世界的なネットワークにより行われており、日本赤十字社もその一員として国際活動に参加し、途上国等に資金援助や人的支援を実施します。

(1) 資金援助

- ①アジア・大洋州給水・衛生支援事業
(東ティモール・マレーシア・ラオス他)
- ②レバノンプライマリーヘルス・スケールアップ事業
及び医療技術支援事業
- ③南部アフリカ地域感染症対策事業
(エスワティニ、マラウイ、ナミビア、ザンビア)
- ④NHK 海外たすけあいキャンペーン



(ラオス救急法普及支援事業)

(2) 国際人道法の理解・促進

「国際人道法普及セミナー」に職員を派遣し、国際人道法の関する知識を習得させ、県民に対して国際人道法への理解を促進するため、積極的に啓発活動を行う人材の養成を図ります。

3. 医療事業・保健社会活動

めざす姿

伊勢赤十字病院は、「人道」に基づき人々の生命と健康を守ることを目的とし、平時には質の高い医療サービスの提供を、災害時には医療救護活動に加え地域災害拠点病院としての活動を通して、その役割を果たしています。また、市町の実施する保健衛生活動への協力を行い、幅広く社会に貢献しています。

○ 今後の課題 ○

- 伊勢赤十字病院は、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域災害拠点病院、がんゲノム医療連携病院、紹介受診重点医療機関等の指定を受けており、県南部地域の基幹病院として大きな役割を果たしています。また、県内唯一の精神科身体合併症病棟を設置しており、精神症状を伴う急性期の身体疾患患者の診療も行っています。しかしながら、患者数はコロナ禍前の水準までは回復しておらず、今後の見通しは予断を許さない状況です。そのため、令和6年9月には病院運営改善委員会を設置し、新たな集患対策や効率的な病床利用を促進しています。その他、医薬品の一括購入等のコスト削減、新たな看護記録システムの導入による業務効率化等、様々な経営改善に向けた取り組みを開始しています。今後も地域に必要とされる病院として存続し続けるため、健全経営及び質の高い医療の提供を実現し、これまで以上に良質な病院運営に尽力する必要があります。
- 労働集約型産業である医療においては、医療従事者への過度の負担が問題視されており、厚生労働省も「医療従事者の働き方改革」を推進しています。伊勢赤十字病院においても、令和6年4月に適用された医師の時間外労働の上限規制への対応をはじめとした「働き方改革」を推進しています。また、全国的にも看護師の病院離職が深刻化しており、必要な人材確保や離職対策のため負担軽減対策にも取り組む必要があります。今後、生産年齢人口の減少に伴い困難さを増す医療従事者の確保に対応するためにも、職員が心身ともに快適に勤務できる職場環境づくりに取り組む必要があります。
- 高齢化社会への対応や医療従事者の負担軽減に資するため、厚生労働省の推進する医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）による効率化・医療の質の向上を図ることは国内の医療機関の喫緊の課題となっています。伊勢赤十字病院では、令和7年度に予定している電子カルテシステムのリニューアルに合わせ、電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋システムの導入をはじめとした医療DXの推進を図り、さらに生成AIをはじめとした最新技術を取り入れ、病院のデジタル環境を充実させる必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 良質な病院運営

地域の基幹病院として存続し続けるために良質な病院運営を行います。また、以下の数値目標を掲げ、良質な病院運営（健全経営及び質の高い医療の提供）の実現に向けて下記取組を強化します。

項目	令和7年度数値目標	令和6年度(見込)	令和5年度(実績)
[入 院]			
新入院患者数	16,314人	16,563人	15,960人
入院患者延数	208,820人	208,023人	201,308人
平均在院日数	11.8日	11.6日	12.2日
病床稼働率	97.0%	96.3%	87.8%
入院診療単価	86,000円	85,168円	82,593円
[外 来]			
外来患者延数	230,000人	224,734人	227,383人
外来診療単価	32,000円	31,781円	30,979円
[収益的収入]			
病院収益	26,246,932千円	25,741,244千円	25,156,440千円
(再掲)医業収益	25,752,358千円	25,261,923千円	24,082,969千円
(再掲)医業外収益	494,501千円	479,113千円	990,322千円
(再掲)その他収益	73千円	208千円	83,150千円

(1) 病院機能分化

少子高齢化等の社会情勢を背景に、平成29年3月三重県地域医療構想が策定され、伊勢赤十字病院には高度急性期・急性期の機能を担うことが期待されています。また、伊勢赤十字病院は、令和5年8月に紹介受診重点医療機関に指定されており、かかりつけ医からの紹介患者に専門的な医療を提供する役割を担っています。今後も、高齢化・人口減少により医療ニーズが変化していく中であっても、その役割を果たしていくために、他の医療機関との機能分化、役割分担を進め、地域医療の更なる充実に努めます。



出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html)

(2) がん医療

伊勢赤十字病院では、各診療科が連携を密にとり、外科治療・化学療法・放射線治療を組み合わせた集学的な診療を行っています。質の高いがん医療を提供できるよう「地域がん診療連携拠点病院」の指定、がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関として「がんゲノム医療連携病院」の指定も受けています。また、地域の医療機関やかかりつけ医とともにがん患者の治療を協働して行うことを目的としたがん地域連携パスの拡充も推進しています。今後も県南地域におけるがん患者に対し、より良い治療が提供できる体制整備を行います。

(3) 救急医療

県南唯一の救命救急センターとして、診察室3室・処置ベッド8床・リカバリーべッド6床を備えた救急外来と、救命病棟（30床）を有しており、心疾患・脳疾患・周産期・小児疾患等の各分野において専門性の高い救急医療を24時間365日提供できる体制を構築しています。

また、伊勢赤十字病院は三重大学医学部附属病院とともにドクターへリ基地病院としての役割を担っており、離島や山間部が多い三重県において、救命率の向上や後遺症の軽減などに貢献するとともに、伊勢志摩区域はもとより県南部の救急医療における最後の砦として、その役割を果たします。



(出動するドクターへリ)



(救命救急センターでの救急隊との情報共有)

(4) 災害医療

赤十字の使命である災害時の医療救護活動を迅速に展開できるよう、常備救護班8班と災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）を3チーム編成します。また、地域災害拠点病院として、大規模災害や局地災害における多数傷病者の受入れ、病院機能維持等を目的とした訓練・研修を実施します。

日本赤十字社の救護活動の柱の一つである「こころのケア」についても、災害発生早期から開始することにより、被災者及び支援者のストレスを軽減すると同時に、必要な場合には専門家チームにも確実につないでいくことで、ストレス障害の予防の手助けとなることが期待されています。伊勢赤十字病院では「こころのケア研修」を開催し、職員が災害救護活動に必要な「こ

ろのケア」についての基礎的な知識・技術を習得できるよう努めています。

令和6年能登半島地震においても救護班8班・医療コーディネートチーム3班・こころのケア班2班の計114名が人道支援活動に努め、震災の傷跡が残る令和6年9月に発災した豪雨災害においてもこころのケア班を派遣し、被災地の人道支援活動に努めました。



(「こころのケア班」出発式の様子)

(5) 精神疾患

身体症状を合併した精神疾患患者への対応においては、一般医療と精神科医療の連携強化が大きな課題です。そのため、伊勢赤十字病院は令和3年9月より三重県内初となるMPU（精神科身体合併症病棟：9床）を開設し、多職種が協働して診療にあたっています。一般病棟においても、精神科リエゾンチームが適宜介入できる体制を整えており、複雑な心理状態にある入院中の患者に対して専門性を活かしたチーム医療を行いながら、患者の社会復帰に向けた支援にも取り組んでいます。令和6年12月に、自殺企図等で入院された患者に対して伊勢赤十字病院を入口とする地域を交えた継続的心理社会的支援を可能とする体制を構築したことにより、救急患者精神科継続支援料の施設基準を取得しました。令和7年度も引き続き患者に寄り添った支援を継続していきます。

2. 労働環境の整備

これまでの日本の医療は、医師の長時間労働によって支えられており、危機的な状況にあると言われています。医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。長時間労働を解消し、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人はもとより、医療の質や安全を確保することにもつながり、持続可能な医療提供体制を維持する上で喫緊の課題です。伊勢赤十字病院では、令和6年4月1日から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するために策定した「医師労働時間短縮計画」に基づき、医療従事者の負担軽減をはかり、より働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、三重県が平成27年に創設した「女性が働きやすい医療機関認証制度」についても、伊勢赤十字病院は平成28年度に初認証を受け、令和4年度に再認証を受けております。職員の能力を十分発揮できるよう働きやすい職場をつくることは、患者に質の高い医療を提供するためにも欠か

すことはできません。今後も、更なる働きやすい環境づくりを進めていきます。



(「女性が働きやすい医療機関」認証書)

3. 医療 DX の推進

厚生労働省は、保健、医療、介護業務のデジタル化による業務の効率化及び質の向上を目指す取り組みを推進しています。これらの取り組みは総じて医療 DX (デジタル・トランスフォーメーション) と呼ばれ、全国の医療機関が取り組むべき課題となっています。伊勢赤十字病院では、令和 7 年度に電子カルテシステムのリニューアルを予定しており、さらにデジタル環境を整備し、生成 AI をはじめとした最新の技術を取り入れる予定としています。

また、医療 DX の実現への一環として、マイナ保険証を利用した「電子カルテ情報共有サービス」や「電子処方箋システム」などの導入を電子カルテのリニューアルとともに実施する予定です。これらのシステムの導入により、患者の利便性・安全性の向上や医療機関・薬局間での情報共有の促進等が期待されます。一方で、このようなデジタルシステムは使い慣れていない方もいらっしゃいます。当院では、地域の特性上、高齢患者が多いことから、不慣れな方々にも配慮した運用を併用し、よりスムーズにシステム移行を進めていくよう環境を整備していく方針です。



(導入済みのマイナンバーカードリーダー)

4. 赤十字看護師の養成 ~医療の担い手を育てるために~

めざす姿

災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる、豊かな人間性を備えた看護師が養成されています。

○ 現状と課題 ○

- 地域の災害対応や保健、医療、福祉等の分野で重要な役割を担うことができる看護師は、社会からも大きな期待が寄せられる存在となっています。

三重県支部では、県内高校生の日本赤十字豊田看護大学への進学を促進するため、赤十字特別推薦選抜制度として三重県支部長推薦枠を設けて赤十字看護師の養成を図っています。

赤十字が目指す看護師像や同大学の魅力を積極的にPRし、資質の高い学生の確保に努める必要があります。



○ 取組内容 ○

1. 赤十字看護師養成のための修学支援

日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える優秀な人材を、安定的に確保し、卒業後は伊勢赤十字病院で活躍できる赤十字看護師の確保に努めます。

(1) 修学支援

- ①日本赤十字豊田看護大学赤十字特別推薦選抜
- ②日本赤十字社三重県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金制度



(日本赤十字豊田看護大学)



(先輩看護師によるOJT)

5. 血液事業

めざす姿

三重県赤十字血液センターは、採血事業者及び製造販売業者として関係法令等を遵守し、国、地方公共団体及び医療関係者とともに、血液事業の安全性の向上や安定供給の確保に務め、血液製剤の適正使用を推進し、公正かつ透明な実施体制の確保に取り組み県民の健康増進に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

■ 血液製剤の安定供給

血液製剤については、医療機関からの要請に応じ 365 日、24 時間供給できる体制を整え、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと調整を図りながら供給しています。安心で安定的な供給を実現するため、医療機関のニーズや血液需要を的確に把握する必要があります。また、医療機関からの緊急配送の要請に迅速に対応するため、医療機関の協力のもと不定期な随時配送を減少させることで定時配送率の向上を図り、血液製剤の Web 発注を推進することで効率的な供給体制を整備していきます。

■ 計画的な献血者の確保

有効期限のある輸血用血液を医療機関からの需要に応じて確保していくために、また、献血される方が一時的に集中することによる密集や密接を避けるため「予約献血」を推奨しています。現在では複数回献血クラブ「ラブラッド」のアプリから献血の予約や事前の問診回答が可能となり、より献血にご協力いただく方の利便性向上を進めています。更に、令和 8 年 1 月より従来の献血カードが廃止され、アプリへ移行する予定であり、アプリの新規登録者確保にも注力し、アプリを通じて様々な情報発信を行っていくことで、献血者確保に努めます。若年層献血者確保に向けて、県内の高等学校での献血セミナーの実施、高校・大学等への学域献血の実施に注力とともに、血液センターの見学会や親子献血教室の開催などで将来の献血基盤となる小中学生及び高校生への献血の理解促進を図ります。

■ 血液製剤の安定性の向上

日本赤十字社では献血血液の細菌汚染の防止対策として、問診の強化、赤血球製剤の有効期間の短縮、初流血液除去の導入などの対策が講じられてきましたが、令和 7 年夏より血小板製剤の細菌スクリーニングの全国導入において更なる安全性の向上を図ります。

○ 取組内容 ○

1. 血液製剤の安定供給

医療機関からの血液製剤の供給依頼に対応するため、日本赤十字社東海北陸ブロック血液セン

ターと需給調整を行い、血液製剤を適切に保管・管理し安定供給に努めます。

(1) 令和7年度 輸血用血液製剤供給計画

区分	令和7年度 計画	令和6年度 計画比	令和6年度 計画	令和6年度 見込み
赤血球製剤	61,300 単位	100.0%	61,300 単位	61,219 単位
血漿製剤	20,400 単位	102.0%	20,000 単位	20,374 単位
血小板製剤	95,000 単位	100.0%	95,000 単位	95,527 単位
計	176,700 単位	100.2%	176,300 単位	177,120 単位

(2) 効率的で安定的な供給体制の整備

- ・医療機関に対し定時配達便での配達への協力を依頼
- ・過誤の発生を少なくするためのWeb発注システム利用の推進
- ・主要医療機関での手術予定及び血液内科における輸血予定の把握による安定的な血液製剤の供給
- ・三重県合同輸血療法委員会との連携



(献血運搬車)

2. 計画的な献血者の確保

県内で必要な血液は県内の献血で確保するという方針のもと、東海北陸ブロック内（7県）の需給計画に基づく採血計画を策定し、県内3か所（津、四日市、伊勢）の献血ルーム及び県内各企業や団体等に出張する移動採血車による献血の受入れを実施します。

若年層の献血については、少子化の進行により将来の献血可能人口の減少が予測されることから、国の献血推進計画や「日本赤十字社長期ビジョン」を踏まえ、若年層を対象とした献血推進活動を強化します。

(1) 令和7年度 採血計画



(移動採血車)

区分	令和7年度 計画	令和6年度 計画比	令和6年度 計画	令和6年度 見込み
全血採血	38,455 人	101.8%	37,770 人	37,688 人
成分採血	血漿	102.2%	14,470 人	15,503 人
	血小板	96.1%	8,870 人	8,910 人
計		101.1%	61,110 人	62,101 人

(2) 献血予約・事前問診の推進

- ・献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への入会促進
- ・「ラブラッド」を利用した献血予約及び事前問診の推進
- ・複数回献血キャンペーンの実施



(献血予約キャンペーン)



(ラブラッド登録キャンペーン)

(3) 若年層献血者の確保

- ・「ラブラッド」アプリを利用した情報発信
- ・県内の公立私立高校での献血セミナーの実施
- ・文化祭等の学校イベントにおける学域献血の実施
- ・「献血親子教室」や「キッズ献血」等のイベントによる献血可能年齢以下層への献血啓発
- ・学生献血ボランティアの育成
- ・LINE@や X（旧 Twitter）等の SNS を利用した広報活動の実施



(高校生献血推進会議の開催)



(「献血親子教室」の開催)

(4) 行政及び協力団体との連携

- ・愛の血液助け合い運動等キャンペーンの実施
- ・県・市町・民間団体（ライオンズクラブ等）と連携した啓発活動の実施
- ・地元企業とタイアップした

「ふるさと企業献血応援キャンペーン」の実施

- ・民間企業への献血協力依頼の強化
- ・日本赤十字社三重県支部との合同イベントの実施



(ふるさと企業献血応援キャンペーン)

3. 血小板製剤への細菌スクリーニングの導入について

日本赤十字社での血小板製剤における輸血後細菌感染の安全対策については、問診の強化、初流血除去及び保存前白血球除去等の実施に加え、有効期間を短く設定する対策を講じてきましたが、更なる安全対策として、血小板製剤全品培養による細菌スクリーニングを導入するための準備を進めており、令和7年夏以降に供給を開始予定しております。このことにより、血小板製剤の有効期間が現行の採血後4日間から採血後6日間まで延長しますが、細菌スクリーニングの導入により安全性の向上が期待されます。

6. 救急法等の講習 ~とっさの手当ができる人を一人でも増やしていくために~

めざす姿

赤十字の使命である「人のいのちと健康、尊厳を守る」ために、救急法等の講習を通じて、広く地域住民に救命・健康・安全意識に関する知識・技術の普及が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 日常の応急手当のみならず、災害時の避難生活における健康管理など、災害時にも活用できる救急法等の講習事業を通して、地域の公的機関や関係団体等と顔の見える関係づくりを推進し、地域レジリエンスの向上に貢献する必要があります。
- 感染症流行時に受講者が減少した集合型に限らず、各講習の受講者が安心して受講できる環境を整えるべく、ICTを活用した事業運営を積極的に取り組む必要があります。
- 地域包括ケア推進団体との連携を強化するため、行政や社会福祉協議会等が行う地域づくりの仕組みの中での講習普及の推進を目指します。



(救急法講習：三重県)



(幼児安全法講習：三重県)



(水上安全法講習：三重県)



(健康生活支援講習：三重県)

○ 取組内容 ○

1. 講習の実施

受講者や指導員等の安全の確保と感染防止を徹底し、救急法等の各種講習会を実施します。

(1) 講習の普及計画

	救急法	健康生活支援	幼児安全法	水上安全法	計
一般普及講習	600 名	60 名	60 名	30 名	750 名
短期講習	9,000 名	2,000 名	2,000 名	1,500 名	14,500 名
計	9,600 名	2,060 名	2,060 名	1,530 名	15,250 名

(2) オンラインを活用した講習

人と人が触れ合う特色を有する救急法等の講習事業を確実に継続・推進するための ICT 導入、講習受講者の利便性向上にかかる方策や、教本の電子書籍化の検討など、参集型・対面型の取り組みができない環境下における ICT 化を図ります。



(3) 指導員のスキルアップ研修

救急法等の各種講習指導員を対象に、日々進化する知識・技術を習得するため、講習指導員のスキルアップ研修会を開催します。

2. 自助・互助のしくみが根付いた地域づくりへの貢献

(1) 災害救護支援センターを活用した講習

県民、企業、団体等が参加する赤十字講習会の普及を通じ、救急法、健康生活支援講習など、人の命と健康を守るための技術、知識の伝達を行う研修機能を整備します。

(2) 地域包括ケア関係機関の訪問

三重県及び県下市町地域包括ケア担当課等と連携し、各機関の活動状況を把握するとともに、地域づくりの仕組みの中で、「健康生活支援講習」の普及を図ります。

7. 青少年赤十字活動 ~自ら「気づき、考え、実行する」人を育てるために~

めざす姿

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、実践目標（「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」）を大切にした活動が、学校教育の中で展開されるとともに、人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上、さらに青少年赤十字メンバーのリーダー養成が図られています。

さらに、未来の担い手となる子供たちに学習指導要領にある「生きる力」を身につけさせ、近い将来発生が懸念される大規模災害に備えた防災教育が実施されています。

○ 現状と課題 ○

- 昨今の教育現場の状況は、教職員の働き方改革や教育 I T 化など、大きく変化してきています。そのため、宿泊を伴う児童・生徒のリーダー育成の取り組みなど、理解はされるものの指導者などが参加していくことが難しい現状となっています。
- 加盟校促進のためには、魅力ある青少年赤十字活動を周知していくことが大切です。令和 7 年度は、新社屋における幅広い活動を展開し、青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大を図る必要があります。

令和 6 年度青少年赤十字 加盟登録の状況	幼稚園 保育園 こども園	小学校	中学校 義務教育学校	高等学校 特別支援学校	計
登録校・園数（校・園）	79	246	87	9	421
メンバ一数（人）	4,097	52,169	23,737	240	80,243
指導者数（人）	850	4,777	2,108	173	7,908

- 青少年赤十字の活動内容をより充実させていくためには、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上が求められています。そこで、研修会等を開催し、指導者の養成と資質の向上のための取り組みを強化する必要があります。
- 南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した防災教育の推進について、強化を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大

青少年赤十字活動は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、「気づき」「考え」「実行する」を態度目標に、青少年赤十字の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大に努め取り組みます。

(1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催



(中学校トレンセン：フィールドワーク)



(高校トレンセン：フィールドワーク・防災減災)



(2) 青少年赤十字加盟校への活動助成と未加盟校への普及活動の推進

(3) 青少年赤十字出前授業の実施

(4) 三重県青少年赤十字新聞の発行（年2回）

(5) 中学校連絡協議会（国際交流会）の開催

(6) 社会見学等の学習プログラムの実施

(7) 青少年赤十字のつどいの開催

(8) 手洗いチェッカー貸出事業の実施

(9) 本社が主催する国際交流事業への参加

(10) 使用済み切手・中古本等の収集

(11) 青少年赤十字活動資金（一円玉募金）の募集



(出前授業：「手洗い実習」)

2. 青少年赤十字指導者の育成及び資質向上

青少年赤十字指導者の育成及び資質向上のために、研修会等を開催するとともに、指導者の確保に努めます。

(1) 三重県青少年赤十字指導者養成研修会の開催

(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター 指導者養成講習会への参加

(3) 指導主事対象青少年赤十字研究会への参加

(4) 青少年赤十字活動報告会の開催



(青少年赤十字活動報告会)

3. 防災教育の強化

南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した青少年赤十字出前授業を開催し、防災教育の強化に努めます。

(1) 青少年赤十字防災教育プログラムの実施

『ぼうさいまちがいさがしきんはっけん!』、『まもるいのちひろめるぼうさい』の出前授業や学校現場での取り組みなどの周知を図ります。



(出前授業：「きけんはっけん」)

(2) 非常食炊き出し実習の実施

防災教育プログラムとタイアップした取り組みを進めます。



(防災ブース：宇治山田高校文化祭)



(防災プログラム：多気町立外城田小学校)



4. 青少年赤十字活動と赤十字関係団体等との連携

(1) 研修会等へ参加しやすい体制の整備と活動報告会の実施

青少年赤十字の指導者である教員が、宿泊研修等に参加しやすい環境作りのため、県・市町教育委員会と連携しながら、青少年赤十字活動の普及に取り組みます。

また、各校の加盟校における活動内容を共有できる報告会を開催し、活動を共有することで、取り組みの底上げを図ります。

(2) 贊助奉仕団・青年赤十字奉仕団等との連携

賛助奉仕団に対し、青少年赤十字加盟登録校・園の現状や活動状況を共有し、青年赤十字活動への積極的な参加と支援体制を築き、加盟校の増加に繋げます。



(トレセンで赤十字について語る賛助奉仕団員)

(3) 血液センターとの連携強化

若年層献血の推進と青少年赤十字活動の充実を図るため、血液センターとイベントや出前事業等を連携し実施します。

5. 支部新社屋を活用した教育プログラム・研修会の実施

隣接する血液センターと連携し、「災害支援センターの役割と防災教育」、「支部・血液センターツアー」など、新たな研修プログラムを検討し、青少年赤十字活動を展開します。

社会見学用講座として「災害支援センターの役割と防災教育」「災害支援・血液センター見学ツアーア」などを検討します。また、新社屋での研修として、新たな研修プログラムを検討し、隣接する血液センターをはじめ、より多くの人たちが集うことができる活動や研修講座を準備し、青少年赤十字活動として展開します。

6. 令和7年度主な会議・研修等計画について

区分	事業名	開催場所	予定時期	参加者
全国	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	国立オリンピック記念センター	5月	青少年赤十字指導者
	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	本社	6月	会長
	指導主事対象青少年赤十字研究会	本社	8月	県・市教委
	青少年赤十字スタディー・センター	山中湖 東照館	3月 (4泊5日)	高校生
ブロック	青少年赤十字指導者協議会会長及び支部担当者研究会	(WEB 開催)	6月	会長 支部担当者
支部	三重県青少年赤十字高等学校連絡協議会・顧問会議	県内	4・9・2月	高校生 指導者
	三重県青少年赤十字指導者協議会役員会	県内	5・2月	役員
	青少年赤十字活動報告会	県内	5月	指導者
	三重県青少年赤十字指導者養成研修会	県内	7月	指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター「小学校」	県内	7月 (2日)	小・指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター「中学校」「高等学校」	県内	7・8月 (2泊3日)	中・高 指導者
	三重県青少年赤十字中学校連絡協議会(国際交流会)	県内	12月	中学生 指導者
	新社屋竣工記念イベント	県内	10月～11月	J R C メンバー 指導者 賛助奉仕団

8. 赤十字ボランティア(奉仕団)活動～心と心の通う地域社会を実現するために～

めざす姿

地域に根ざした赤十字ボランティア（奉仕団）が、主体的に赤十字事業に参画しています。また、ボランティアが世代や分野を超えて連携し、地域課題の解決に向けて活動しています。さらに、ボランティア活動の幅を広げるため、ボランティアの立場から中心的な指導者となる支部指導講師を育成し、積極的なボランティア活動が行われています。

○ 現状と課題 ○

- 人口減少や社会経済の環境が変化する中で、地域コミュニティ（自治会、町内会等）の弱体化が懸念されています。また、赤十字ボランティア（奉仕団）活動においても、団員の高齢化や減少などの要因により、活動を休止している奉仕団や、今後、組織の弱体化が懸念される奉仕団もあります。そのため、奉仕団活動が継続できる体制を確立する必要があります。

三重県支部奉仕団組織状況 (令和6年10月1日現在)		団員数(人)		
		男	女	計
地域奉仕団	11 市※1	109	767	876
	5 町※2	42	614	656
	小 計	151	1,381	1,532
青年奉仕団	三重青年赤十字奉仕団	7	6	13
	小 計	7	6	13
特殊奉仕団 (専門技術をもった ボランティア)	日赤三重県支部点訳奉仕団	13	97	110
	日赤三重無線奉仕団	32	6	38
	三重県赤十字安全奉仕団	37	59	96
	三重県赤十字たすけあい奉仕団	9	10	19
	三重県赤十字てのひら奉仕団	2	28	30
	伊勢赤十字病院奉仕団	11	10	21
	日赤三重県支部救護ボランティア	22	27	49
	三重県青少年赤十字賛助奉仕団	0	82	82
	小 計	126	319	445
合 計		284	1,706	1,990

※1 いなべ市、桑名市、四日市市、龜山市、津市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、松阪市（休団中）、志摩市、伊賀市

※2 萩野町、朝日町、南伊勢町、大紀町、紀北町

- 各市町に結成されている地域奉仕団は 29 市町のうち 16 市町（11 市 5 町）です。地域に根差した赤十字活動のさらなる推進のため、県内における地域奉仕団の組織率の向上及び活性化を図る必要があります。
- 赤十字ボランティア（奉仕団）は、地域奉仕団・青年奉仕団・特殊奉仕団から成り立っており、各奉仕団の活動は、多種多様となっています。各奉仕団が主体的に活動が継続できるよう地域や関係団体と連携しながら支援の強化を図る必要があります。
- 奉仕団の資質向上のため、研修体制を充実させるとともに、指導者としての役割を担う支部指導講師の確保を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 奉仕団の体制強化

（1）地域との連携

各団の状況を把握し、地区分区と情報共有するとともに、それぞれの地域や社会課題の解決に向けた奉仕団活動の支援を行います。

（2）奉仕団員の確保

既存の奉仕団は、団員の高齢化や減少などの要因により、組織の弱体化が懸念されています。若年層団員を確保するため、広報誌やマスメディア、SNS 等により、各奉仕団の活動を広く周知するとともに、組織力を生かした奉仕団主体の地域活動の強化に努めます。

また、地域奉仕団のない市町については、地区分区と連携を図り、新たな奉仕団づくりに努めます。

2. 奉仕団活動の活性化

（1）活躍の場の拡大

地域のニーズを把握し、それに合わせた赤十字活動の普及・会員増強活動・講習普及等を行うことにより、各地域コミュニティにおける自助・共助の仕組みづくりの一端を担います。

- ① 近年、激甚化、頻発化する自然災害等に備えるため、救護ボランティアの育成や赤十字防災セミナー・炊き出し訓練等を実施し、地域での防災活動の力を高めます。
- ② 一人暮らしの高齢者や生活に不便を感じる外国人など、それぞれの地域の特性に応じた支援活動が求められております。そのニーズに即した社会活動が展開できるよう検討していきます。
- ③ 三重県支部社屋の移転整備を契機に、新たな社屋を利用した奉仕団の活動メニューを検討し、活躍の場の拡大を図ります。



(いなべてのひら：イベントでの非常食炊き出し)



(伊勢市：子ども食堂)

(2) 青少年赤十字加盟校・園との連携

青少年赤十字加盟登録校・園と連携し、活動ができる仕組みづくりを支援します。

(3) 情報共有体制の強化

奉仕団同士が活動状況や優良事例等を共有し、職員が奉仕団をサポートするための体制・機能の強化に資するため、奉仕団の活動状況の把握・分析ができる仕組みづくりを支援します。

(4) 資機材の配備

各奉仕団の主体的な活動を支援するため、活動助成金の交付や資機材を配備します。

3. 研修体制の強化

(1) 研修体制の充実

奉仕団の資質向上を図るため、各種研修体制・内容を見直し充実させるとともに、本社及びブロック開催の研修会等への参加を支援します。

また、地域社会の担い手である各奉仕団員に対して、赤十字各講習会の受講を促進し、各地域における主体的な活動に繋げるよう支援します。



(ボランティア・リーダーシップ研修)

(2) 支部指導講師の育成

研修内容の充実のためには、赤十字に対する深い理解と優れた知識・技術・経験を有するスタッフの確保が不可欠です。

赤十字ボランティアとして豊富な経験を有している者や、指導的な立場にあった者等の中から、ボランティアの指導・研修を行う支部指導講師を育成し、奉仕団研修会での活動に向けた仕組みづくりを支援します。

6. 令和7年度主な会議・研修等計画について

区分	行事名	開催場所	時期
本社	赤十字ボランティア・リーダー研修会	本 社	8月
	赤十字奉仕団中央委員会	本 社	5月
	青年赤十字奉仕団全国協議会	本 社 (WEB 開催)	5月 2月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本 社	7月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会役員会	本 社	7月 2月
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	本 社	2月
	YABC 研修	本 社	3月
	赤十字奉仕団等ボランティア活動研修会	本 社 (WEB 開催)	年3回
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者及び支部担当者会議	富山県	6月
	赤十字奉仕団委員長並びに担当者会議	福井県	9月
	青年赤十字賛助奉仕団連絡連絡協議会	三重県	6月
支部	地域奉仕団連絡協議会	津 市	6月
	赤十字奉仕団三重県支部委員会	津 市	6月
	赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会	津 市	6月
	救護ボランティア研修会	津 市	8月
	赤十字ボランティア基礎研修会	津 市	12月
	赤十字防災セミナー	各地域	随時
他県	HIV/AIDS ピアリーダー研修会	京都府内	未定

9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集～赤十字運動基盤の強化のために～

めざす姿

赤十字活動を今後も継続的に展開していくためには、赤十字会員の増強と活動資金の安定確保を図っていくことが極めて重要です。近年、地区区分扱いの活動資金は、人口減少や自治会未加入世帯の増加等により過減傾向にあります。このため、引き続き地区区分扱いの活動資金の維持・増強を図りながら、環境の変化に応じた多様な活動資金確保への取り組みを推進します。

○ 現状と課題 ○

- 毎年5月を「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開しています。本年度も、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組みます。
- 令和5年度実績では、個人・法人を合わせた赤十字会員数は2,137人、また1世帯あたりの平均協力額は456円となりました。今後も、赤十字会員や協力会員の普及を図るとともに、1世帯平均協力額の増強に向けた取組を推進する必要があります。
※赤十字会員・・・年間2000円以上のご支援をしてくださる個人・法人の方々

- これまで赤十字の活動資金は自治会、町内会などの地域コミュニティを通じた協力に支えられてきました。しかし、近年は、人口減少に加えて、人々の意識や生活スタイルの変化も重なり、自治会、町内会への加入率が減少傾向にあります。自治会、町内会に加入していない方々に対しても、赤十字の情報をお届けし、共感いただける方には、活動資金へご協力いただくことができるよう、メディアやフリーぺーパー、SNS、ホームページ、イベントへのブース出展などを通して広く広報活動を行う必要があります。
- 支部へ直接活動資金を協力いただく方の多くが、銀行や郵便局から振込用紙を使用して入金いただいている。今後、若年層も含めた新規協力者を増やすためには、銀行、クレジットカード、口座振替等、利便性の高い様々な寄付媒体を周知していく必要があります。
- 近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった、遺贈寄付、相続財産寄付などの尊いお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えられるように、専門家（税理士・弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等）と連携し、広報展開をする必要があります。

○ 取組内容 ○

地区分区や有功会等との連携を強化し、赤十字会員の増強と活動資金募集に取り組みます。

1. 赤十字会員の普及

日本赤十字社法第4条において「日本赤十字社は社員※をもって組織する」と明記されています。

赤十字会員は、赤十字事業の趣旨に賛同し、年額2,000円以上のご支援してくださる個人・法人の方々です。その赤十字会員と1世帯500円の寄付を基本とする協力会員から拠出される会費が三重県支部の重要な事業財源になっています。

そこで、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、赤十字会員と協力会員の募集について積極的に取り組みます。

※社員・・日本赤十字社定款において「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」明記されています。

三重県支部支援者の定義

	名称	社法上の社員の位置づけ	定 義	金 額	権 利	加入形態	籍の管理保管
赤十字活動資金協力者	会員	社 員	本社の目的に賛同し、活動を支援し運営に参画する個人、法人 (運営に参画する支援者)	2,000円以上	社法上の権利を有する	継続的加入	支部において社員籍を台帳管理する
	協力会員	社員以外の支援者	本社の目的に賛同し、活動を支援する個人、法人又は団体 (幅広い支援者)	500円以上 2,000円未満	社法上の権利を有しない	単年度加入	支部及び地区・分区において証憑として定められた期間、適切に保管する
	寄付者		定義なし ※例) 匿名による資金協力 継続性のない資金協力現物 寄贈など	寄付者の金額は問わない			

2. 地区分区との協力体制の推進

地域の実情に即した効果的な赤十字活動や広報等を展開していくためには、地区・分区との連携強化が必要となります。連携強化のために以下の3点に取り組んでいきます。

(1) 地区分区担当者との会議開催

年に2回、赤十字会員増強運動対策会議、打合せ会議を開催し、地区分区の担当者と事業計画や活動資金募集運動について話し合いを行います。また、4月には新しく赤十字の担当となった地区分区職員の方を対象に、赤十字業務担当職員新任研修会を開催し、赤十字の活動や、事務手続きの方法等を共有します。

(2) 地区分区訪問調査の実施

3年に1回、地区分区を訪問し、赤十字事業についての意見交換を行います。地域における課題や、支部への要望等の意見をいただき、地域のニーズに寄り添った赤十字活動が実施できるよう努めていきます。

(3) 地区分区における行事への参加

地域でのお祭りや、防災訓練など、地区区分から派遣依頼を受けた行事へ積極的に職員や指導員、ボランティアを派遣します。お祭りでのブース出展や、防災訓練での救急法講習会、防災セミナー等の実施を通して、地域の防災力向上の一助となれるよう努めていきます。

3. 企業・団体等との連携強化

県内の企業へダイレクトメールを発送して協力を呼びかけ、新規でご協力いただける法人・団体の確保に努めます。また、既存の法人会員には表彰品を持参し、感謝の気持ちを直接お伝えするとともに、赤十字の現状を報告し、継続的な協力を依頼します。

4. 有功会との連携強化

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織され、赤十字活動を支援する団体です。活動内容の充実等を通じて、有功会との連携を強化します。また、有功会会員の知人、関連法人へ活動の輪を広げていく「仲間づくり運動」を積極的に推進します。

5. 赤十字活動資金の確保対策

県民の皆さんに、赤十字を知っていただき、「赤十字に寄付しよう」と選んでいただくために以下の4点に取り組んでいきます。

(1) 「赤十字に寄付したい」と選んでいただけるような赤十字事業の実施

近年、多種多様なNGOやNPOの活動が活発になり、様々な団体が寄付の募集をしています。数ある団体の中で「赤十字に寄付しよう」と選んでいただくために、社会の課題やニーズに柔軟に対応した事業の実施に努めます。「苦しんでいる人を救いたい」という寄付者の思いに応えられる赤十字活動を展開します。

(2) 広報活動の強化

プレスリリースを積極的に発出し、メディアへの露出機会の増加を目指します。また、赤十字の活動が多くの人々の目に触れるよう、SNSやフリーペーパー、地区区分内の広報誌、ホームページなど様々な媒体を活用していきます。赤十字がどんな活動をしているのか広く、多くの人々に知っていただけるように努めます。

(3) 既存の協力者への情報提供・協力依頼

赤十字会員に対して、会員誌「Cross Com Book」を年2回送付します。皆さまから協力いただいた活動資金でどのような赤十字事業を実施したのかを報告し、継続的な活動資金への協力をお願いします。また、過去に義援金・救援金等にご協力いただいたことのある方々へ、ダイレクト

メールを発送し活動資金への協力をお願いします。

(4) 様々な協力方法の提案

5月の赤十字運動月間における町内会や自治会経由での活動資金協力だけではなく、赤十字に興味を持っていただいた方が、1年間を通じて、いつでもご協力しやすい方法で寄付いただけるように利便性の高い様々な媒体を用意します。それぞれの生活スタイルに合った寄付方法を選択していただけるよう、ダイレクトメールや広報誌の中で案内をしていきます。

(5) 三重県支部社屋及び弊社ホームページにおける協力者・協力団体の紹介

年度内に2万円以上のご協力をいただいた法人・団体様を日本赤十字社三重県支部のホームページでご紹介します。また、これまでの累計寄付額が150万円を超える会員様、法人様の名前を三重県支部社屋のエントランスに掲示させていただきます。

6. 令和7年度活動資金目標額

令和7年度の活動資金目標額は、前年度と同額の2億8,200万円と設定し、地区・分区及び自治会など関係機関の理解と協力を得ながら目標額の確保に努めます。

予算区分 募集区分	一般社資額	法人社資額	計
地区分区募集額	243,000千円	10,000千円	253,000千円
支部募集額	16,000千円	13,000千円	29,000千円
計	259,000千円	23,000千円	282,000千円

7. 遺贈・相続財産寄付の推進

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために遺贈、相続財産寄付の受け入れの推進を行っています。

(1) 遺贈に関する協定を締結している株式会社百五銀行・株式会社三十三銀行との連携を強化し、遺贈の円滑な実現を推進します。



(案内パンフレット)

(2) 「遺贈・相続財産寄付のご案内パンフレット」を活用し、税理士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会、金融機関等を通じた協力を呼びかけます。

(3) 遺贈・相続財産寄付に関心を持っていた方に對し、セミナーを開催し、赤十字事業の紹介や具体的な手続きの方法等の情報発信をしていきます。

10.赤十字の普及と広報活動の推進～赤十字をもっと知っていただくために～

めざす姿

赤十字の理念や活動、さらに事業の根幹である赤十字会員の増強と活動資金の安定確保のため、赤十字をより身近に知っていただくことに重点をおいたわかりやすい広報が展開されています。

○ 現状と課題 ○

- 赤十字運動月間やNHK海外たすけあいキャンペーン等は、マスメディアを活用した広報展開をしています。より幅広い世代に赤十字への理解者や支援者の増加させるためには、積極的にマスメディアに赤十字活動の情報を提供し、メディアへの露出機会を増やす必要があります。
- 三重県支部は、赤十字の理念と事業を県民に広く普及するために「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」等の広報資材を作成し地区・分区を通して配布しています。配布方法や配布にかかる財源の問題など多くの課題がありますが、地区・分区と連携した広報活動を検討する必要があります。
- 赤十字活動の推進や活動資金の安定確保のためには、赤十字運動へのさらなる理解と共感が重要となります。また、自治会未加入世帯や若年層に対する取り組みを強化することが重要です。そのため、ホームページやSNS(X、Instagram)を活用し、積極的に広報活動を推進する必要があります。
- 赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、赤十字と地域とのかかわりは密接なつながりがあります。そのため、地区・分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、広報活動の強化を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 赤十字の普及

赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、ニュースリリースの積極的な配信によるメディアアプローチに加え、広報誌の発行やホームページ、SNSを通じた情報発信に注力します。

また、赤十字運動月間キャンペーンを中心とした各キャンペーン展開やイベントにより、赤十字運動への参画推進（会員・寄付者・ボランティアの拡大など）へとつなげていきます。

(1) キャンペーンによる広報

①赤十字運動月間（5月1日～31日）



(赤十字運動月間ポスター)

毎年5月は「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開します。キャンペーン期間中は、マスメディアの協力を得て、赤十字に関連するイベント等を実施します。三重県支部においても、地区・分区、自治会、町内会等の協力に加え、各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努めます。



(津駅前での運動月間啓発活動)

②ACTION！防災・減災（9月1日～30日、3月1日～31日）

③NHK 海外たすけあいキャンペーン（12月1日～25日）

（2）大阪・関西万博へのパビリオンの出展

2025年4月13日から10月13日までの184日間にわたり、大阪 夢洲を会場に大阪・関西万博が開催されます。赤十字は「国際赤十字・赤新月運動館」として「人間を救うのは、人間だ。～The Power of Humanity～」をコンセプトにパビリオンを出展します。世界の人道危機に立ち向かい立ち上がる人々のヒューマンストーリーを通して、赤十字の使命と赤十字の思想の普及を図ります。



(赤十字パビリオン 外観イメージ)



(赤十字パビリオン 内観イメージ)

2. マスメディアを活用した広報の強化

（1）広報CMスポット放送

日本赤十字社では、主要放送局（キー局）でのテレビCMを放映し、認知度を上げるとともに、寄付未経験の方でも、今後寄付に対する意識が醸成された時に日本赤十字社が選ばれるような長期的なコミュニケーション戦略を実施します。

三重県支部においても、本社が作成した広報CMスポットの放送を地元テレビ局、ラジオ等で実施し、県内に向けて幅広く広報します。

①三重テレビ放送

②ケーブルテレビ放送

③FM三重放送



(トレセンで取材を受ける高校生)

(2) ニュースリリースによる広報活動

県政記者クラブを通じて県内マスメディアへのニュースリリースを発信し、テレビ、新聞等に赤十字の活動を取り上げてもらえるよう努めます。

3. 赤十字月間資材の活用

- (1) 自治会を通じて、赤十字会員増強運動月間の依頼用チラシの配付
- (2) 各地区分区の自治会での月間ポスター掲示
- (3) 月間リーフレットの配付
- (4) 広報啓発用ティッシュの配付

4. 広報誌等を活用した広報の強化

「赤十字運動月間チラシ」、広報誌「日赤みえ」等を発行し、赤十字会員や県民の皆さんに対し、その広報活動により赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めます。

- (1) 月間チラシの発行
- (2) 広報誌「日赤みえ」の発行
- (3) 赤十字会員へ会員誌「Cross Com Book」の送付
- (4) 赤十字救急法等講習案内パンフレットの発行

5. ホームページやSNSを活用した広報の強化

将来赤十字の支援者となり得る若年層をターゲットに、赤十字活動への関心を抱くようホームページやX、Instagramにより日々の赤十字活動を発信します。

6. 地区・分区と連携した広報の強化

地区・分区等と連携し、各地域に広く赤十字活動を周知します。

- (1) 各市町へのバナーリンクの設置や広報誌の配布
- (2) 各地区分区での横断幕、のぼりの掲出

7. イベント等を通じた広報活動

地区分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、赤十字の活動パネル展示等を通じて活動の再認識や交流を図るとともに、地域住民に対して赤十字活動のPRします。また、新社屋の移転を記念して赤十字イベントを実施し、多くの来館者に新しい赤十字を周知していきます。



(地域イベントブースへの出展)

8. 支部社屋竣工記念イベントの開催

赤十字の活動拠点が移転したことを県民の皆さんに広く周知するため、新社屋や近隣の公園を活用した赤十字イベントを開催します。

11. 事業実施体制等の推進 ~日赤の「めざす姿」を実現するためのしくみづくり、人づくり~

めざす姿

「日本赤十字社長期ビジョン」の達成と、赤十字の使命を果たしていくために支部の組織基盤の強化に努めます。

また、人材育成・能力開発の充実を図り、信頼される事業実施体制の構築に努めます。

○ 現状と課題 ○

- 長期ビジョンや第二次中期事業計画の目標と連動した事業計画を策定し、日本赤十字社を取り巻く環境や置かれている現状を正確に理解するとともに、より効果的な事業の実施を行う必要があります。
- 会員や社会に対する説明責任をより一層果たすために、日本赤十字社では三様監査（監事及び監査委員による監査、監査法人等による会計監査、本社監査部門による内部監査）を実施し、日本赤十字社への理解と信頼性の向上を図る必要があります。
- 日本赤十字社の職員として赤十字の使命と自覚をもって、環境の変化や多様な社会ニーズに的確に対応し、県民から寄せられる期待や信頼に応えて業務を執行できる人材を育成する必要があります。
- 職員一人ひとりが法令や社内規則の遵守を意識して行動し、社会からの期待と信頼に応えていくために、コンプライアンスの推進を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. PDCA サイクルの精度向上

既存事業の成果や事業の達成度を事業計画や予算等と常に確認、評価し、事業の改善と進化を図り PDCA サイクルの精度向上に努めます。

2. 監査機能の強化

三様監査を実施し、監査での指摘事項への対応・改善を行いガバナンスの強化を図ります。

- (1) 支部監査委員による監査の実施
- (2) 監査法人等による会計監査の実施
- (3) 本社監査部門による内部監査の実施

3. 人材育成

各事業や職種を越え、共通の目的、方向性を認識して行動できる人材を育成します。

(1) 階層別研修

一般的な業務遂行能力の向上と、役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施します。

- ①新規採用職員研修
- ②中堅職員研修
- ③新任係長級職員研修
- ④新任課長級職員研修

(2) 職能別・課題別研修

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施します。

4. コンプライアンス推進に向けた取り組み

社会からの期待と信頼に応えていくために、職員一人ひとりが法令や社内規則の遵守し、事案が発生した際には迅速かつ適切に対応できるよう、状態を目指しハラスメント対応の強化や、そのための適切な研修を実施します。

12. 事業推進のための会議の開催

1. 評議員会の開催

県内の市、郡及び関係団体から選出された 26 名の評議員をもって組織し、評議員会を年 2 回開催しています。赤十字関係 3 施設（支部、病院、センター）の事業計画・予算、事業報告・決算等について審議するほか、支部長、副支部長及び監査委員等の選出にもあたります。

（1）第 1 回（令和 7 年 6 月）

- ①令和 6 年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業報告並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

（2）第 2 回（令和 8 年 2 月）

- ①令和 8 年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

2. 参与会議の開催

支部の事業計画及び会員増強・活動資金の募集について、地区分区の連合自治会長等から意見を聴取するために参与会議を開催しています。

（1）令和 7 年 12 月

- ①令和 8 年度日本赤十字社三重県支部の事業計画等に関する件
- ②令和 8 年度会員増強・活動資金の募集運動について
- ③その他重要な業務に関する件について



（評議員会）



（参与会議）

13. 令和7年度予算

1. 一般会計歳入歳出予算（日本赤十字社三重県支部）

歳 入				
科 目	7 年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳
社 資 収 入	千円 282,000	千円 282,000	千円 0	千円 一般 社 資 収 入 259,000 法 人 社 資 収 入 23,000
補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	5,689	9,202	-3,513	補 助 金 及 び 交 付 金 収 入 5,689
繰 入 金 収 入	5,824	356,151	-350,327	資 金 繰 入 金 収 入 5,824
資 産 収 入	0	0	0	資 産 収 入 0
雑 収 入	3,128	3,163	-35	負 担 金 収 入 等 3,118 雑 収 入 10
前 年 度 繰 越 金	30,248	45,464	-15,216	前 年 度 繰 越 金 30,248
計	326,889	695,980	-369,091	326,889

歳 出				
科 目	7 年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳
災 害 救 護 事 業 費	千円 47,605	千円 56,032	千円 -8,427	千円 災 害 救 護 指 導 事 業 費 23,545 災 害 救 護 装 備 費 14,325 非 常 災 害 救 援 物 資 整 備 費 200 救 護 看 護 師 指 導 養 成 費 9,535
社 会 活 動 費	69,450	74,094	-4,644	救 急 法 等 普 及 費 等 18,941 奉 仕 団 活 動 費 18,164 青 少 年 赤 十 字 活 動 費 17,668 医 療 事 業 費 6,540 血 液 事 業 費 8,137
国 际 活 動 費	1,205	1,606	-401	国 际 救 援 活 動 費 1,205
指 定 事 業 地 方 振 興 費	1,500	5,500	-4,000	指 定 事 業 地 方 振 興 費 1,500
地 区 分 区 交 付 金 支 出	44,986	44,986	0	地 区 分 区 交 付 金 支 出 44,986
社 業 振 興 費	33,282	36,329	-3,047	社 業 振 興 費 18,438 広 報 活 動 費 14,844
積 立 金 支 出	36,541	6,097	30,444	災 害 等 資 金 積 立 金 0 施 設 整 備 準 備 資 金 積 立 金 30,000 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 積 立 金 支 出 6,541
総 務 管 理 費	37,342	36,431	911	評 議 員 会 等 諸 費 397 総 務 管 理 費 36,327 監 察 費 618
資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	8,553	389,205	-380,652	資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費 8,553
本 社 送 納 金 支 出	41,625	40,500	1,125	本 社 送 納 金 支 出 41,625
予 備 費	4,800	5,200	-400	予 備 費 4,800
計	326,889	695,980	-369,091	326,889

2. 医療施設特別会計歳入歳出予算 (伊勢赤十字病院)

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

科 目	令和7年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の 内 訳
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	25,752,358	25,292,986	459,372	入院診療収益・外来診療収益・保健予防活動収益・受託検査収益等
第2項 医業外収益	494,501	496,858	△ 2,357	受取利息・補助金等収益・その他の収入(不動産貸付収益・駐車場収益等)
第3項 医療社会事業収益	73	1,123	△ 1,050	
第4項 付帯事業収益	0	0	0	
第5項 特別利益	0	0	0	
合 計	26,246,932	25,790,967	455,965	

(支 出)

(単位:千円)

科 目	令和7年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	27,442,667	26,350,093	1,092,574	材料費・給与費・委託費・設備関係費・研究研修費・経費
第2項 医業外費用	129,415	123,314	6,101	支払利息・看護師等委託養成費・本部繰出金等
第3項 医療奉仕費用	154,642	161,917	△ 7,275	医療社会事業費用・社会活動費
第4項 付帯事業費用	0	0	0	
第5項 特別損失	34,176	2,317	31,859	固定資産除却損・固定資産売却損
第6項 法人税等	0	0	0	法人税、住民税及び事業税負担額
第7項 予備費	30,000	30,000	0	
合 計	27,790,900	26,667,641	1,123,259	

収 支 差 額

△ 1,543,968 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	1,417,500	0	1,417,500	
第3項 その他資本収入	2,250,062	2,293,005	△ 42,943	
合 計	3,667,562	2,293,005	1,374,557	

(支 出)

(単位:千円)

科 目	令和7年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費				
第1項 固定資産	2,680,742	1,306,185	1,374,557	
第2項 借入金等償還	986,820	986,820	0	
合 計	3,667,562	2,293,005	1,374,557	

3 予算の積算基礎となる患者数

(単位:人)

科 目	令和7年度予算額	前年度予算額	比較増減	
外来患者数	年 間	230,000	238,140	△ 8,140
	1日平均	954	984	△ 30
※入院患者数 (入院患者延数)	年 間	208,820	193,680	15,140
	1日平均	572	531	41

(単位:円)

外来診療単価	1日1人当たり	32,000	31,000	1,000	
入院診療単価 (※による)	1日1人当たり	86,000	90,200	△ 4,200	

令和7年度事業計画書

発行 令和7年2月

発行元 日本赤十字社三重県支部

住所 三重県津市あのつ台

四丁目8番5

TEL 059-264-7700(代表)